



日本国の持続的繁栄に向けた包括的戦略政策提言レポート： 構造改革から実装まで

New York General Group
2025年

序論：日本が直面する多層的課題の構造分析と戦略的対応の必要性

日本国は現在、歴史的転換点に立っている。戦後の高度経済成長期から安定成長期を経て、現在は人口減少社会という未曾有の局面に突入している。この人口動態の変化は単なる統計上の数字の変動ではなく、経済、社会、文化のあらゆる側面に深刻な影響を及ぼす構造的変化である。総務省統計局の人口推計によれば、日本の総人口は二千八年の一億二千八百万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、二千六十五年には八千八百万人程度まで減少すると予測されている。この人口減少は労働力人口の減少を意味し、従来と同じ経済構造を維持したままでは経済規模の縮小が不可避となる。

しかし、人口減少そのものが問題の本質ではない。より深刻な問題は、人口構成の変化、すなわち少子高齢化の急速な進展である。六十五歳以上の高齢者人口の割合は二十二十年時点で二十八パーセントを超えており、二千六十五年には三十八パーセントに達すると予測されている。この高齢化の進展は社会保障費の増大を招き、現役世代の負担を重くする。現在、年金、医療、介護を合わせた社会保障給付費は年間約百三十兆円に達しており、国民所得に占める割合は三十パーセントを超えている。この社会保障費は今後も増加を続け、財政を圧迫する最大の要因となっている。

財政状況も極めて深刻である。日本の政府債務残高は国内総生産比で二百六十パーセントを超え、先進国の中で最悪の水準にある。毎年、国家予算において、税収は約六十兆円程度であるのに対し、一般会計歳出は百兆円を超えており、その差額は国債発行により賄われている。この構造が継続すれば、政府債務は雪だるま式に増加し、将来世代に過大な負担を強いることになる。すでに国家予算の約四分の一は国債の元利払いに充てられており、政策的に使える財源は極めて限られている。

産業競争力の面でも課題は山積している。日本は戦後、製造業を中心に経済発展を遂げてきたが、中国や韓国など新興国の台頭により、従来型の製造業における優位性は大きく低下している。特に電機産業においては、かつて世界市場を席巻していた日本企業の多くが競争力を失い、事業の縮小や撤退を余儀なくされている。一方で、情報技術分野においては、米国のグーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル、中国のアリババ、テンセントなどの巨大企業が市場を支配しており、日本企業の存在感は極めて小さい。この産業競争力の低下は、日本経済の成長力を削ぐ要因となっている。

地域経済の疲弊も深刻な問題である。東京圏への人口集中が続く一方で、地方都市、特に中小都市や農村部では人口減少と高齢化が急速に進んでいる。多くの地方自治体では、人口減少により税収が減少する一方で、高齢化により社会保障費が増加し、財政状況が悪化している。また、商店街のシャッター化、公共交通機関の廃止、医療機関や学校の統廃合など、生活基盤の縮小が進んでおり、地域コミュニティの維持が困難になっている。この地域経済の疲弊は、国全体の活力を低下させる要因となっている。

これらの課題は相互に関連し合っており、一つの課題を解決しても他の課題が残れば、全体としての問題解決にはならない。したがって、個別の対症療法的な施策ではなく、全体を俯瞰した包括的な戦略が必要である。本提言は、この認識に基づき、人的資本、産業構造、財政・社会保障、地域経済、教育、エネルギー、デジタル化という七つの領域において、相互に関連した政策パッケージを提示するものである。これらの政策は、既存の制度的枠組みを最大限活用しながら、段階的に実施可能な施策として設計されており、保守性と革新性を両立させている。また、各政策には具体的な実施手順、期待される効果、必要な財源、想定されるリスクとその対応策を明示しており、実用性と実現可能性を重視している。

第一章：人的資本の戦略的再配置による全要素生産性の飛躍的向上

第一節：労働市場の構造的課題と潜在的労働力の顕在化戦略

日本の労働市場における最大の問題は、労働力人口の絶対数の減少ではなく、既存の人的資本が最適に配置されていないという構造的非効率性にある。総務省労働力調査によれば、就業を希望しているにもかかわらず求職活動を行っていない者、いわゆる潜在的労働力人口は約三百五十万人存在する。この潜在的労働力人口の内訳を見ると、育児や介護により労働市場から退出している女性が約百五十万人、早期退職したが就労意欲のある高齢者が約百万人、非正規雇用として働いているが正規雇用を希望している者が約百万人となっている。これらの潜在的労働力を顕在化させることができれば、人口減少下においても実質的な労働投入量を大幅に増加させることが可能となる。

さらに重要なのは、現在就業している労働者の中にも、その能力や意欲に見合わない職務に従事している者が多数存在するという事実である。経済産業省の調査によれば、大学卒業者の約四十パーセントが、大学で学んだ専門分野とは無関係の職務に従事している。また、厚生労働省の調査では、現在の職務に満足していない労働者の割合は約五十パーセントに達している。この状況は、個人レベルでは能力の未活用による機会損失であり、マクロレベルでは人的資本の非効率の配置による生産性の低下を意味している。

この構造的な非効率性の根本原因は、日本の労働市場における硬直性にある。多くの企業では、新卒一括採用、終身雇用、年功序列という日本型雇用慣行が依然として維持されており、労働市場における流動性が極めて低い。この硬直的な雇用システムの下では、一度就職した企業で長期間働き続けることが前提となっており、転職は例外的な選択肢と見なされている。その結果、個人の能力や適性と職務内容のミスマッチが生じても、それを是正する機会が限られている。また、育児や介護などのライフイベ

ントにより一度労働市場から退出すると、再び正規雇用として復帰することが困難であり、多くの場合、非正規雇用として低賃金・不安定な雇用条件で働かざるを得ない状況に置かれている。

この構造的課題に対処するためには、労働市場の流動性を高めるとともに、多様な働き方を可能にする制度的環境を整備する必要がある。具体的には、以下の三つの柱から成る包括的な労働市場改革を推進する。

第一の柱は、企業における人事評価制度と報酬体系の抜本的改革である。現行の年功序列型報酬体系は、勤続年数に応じて賃金が上昇する仕組みであり、個人の能力や成果が適切に評価されない。この仕組みを、職務内容と成果に基づく報酬体系、いわゆる職務給制度に転換することで、能力や成果が適切に評価され、報酬に反映される環境を整備する。職務給制度の導入により、同一労働同一賃金の原則が実現され、正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差が解消される。また、職務内容が明確化されることで、育児や介護と両立可能な柔軟な働き方が制度的に保障される。

職務給制度への移行を促進するため、政府は税制上のインセンティブを設計する。具体的には、企業が職務分析を実施し、各職務の内容、必要なスキル、責任の範囲を明確化した上で、職務に応じた報酬体系を導入した場合、その導入に要した費用の一定割合を法人税から控除する制度を創設する。また、税額控除は、導入初年度には費用の五十パーセント、二年目には三十パーセント、三年目には二十パーセントとし、段階的に縮小することで、早期の導入を促す。また、職務給制度を導入した企業については、公共調達における評価項目に加点することで、間接的なインセンティブも提供する。

職務給制度の導入に当たっては、労使間の十分な協議が不可欠である。政府は、労使が職務給制度について協議するための指針を策定し、公表する。この指針には、職務分析の方法、職務評価の基準、報酬水準の設定方法、移行期間中の既存従業員の処遇など、具体的な手順と留意点を明記する。また、職務給制度の導入を検討している企業に対して、専門家による無料相談サービスを提供し、円滑な移行を支援する。この相談サービスは、中小企業診断士、社会保険労務士、人事コンサルタントなど、人事制度に関する専門知識を有する者が担当する。

第二の柱は、育児・介護と仕事の両立支援の抜本的強化である。現在、育児や介護により労働市場から退出している女性は約百五十万人に達しているが、この多くは就労意欲を持ちながらも、育児・介護と仕事を両立できる環境が整っていないために、やむを得ず退出している。この潜在的労働力を顕在化させるためには、保育サービスの量的拡充と質的向上、介護サービスの充実、柔軟な働き方を可能にする制度整備が必要である。

保育サービスについては、待機児童の解消が最優先課題である。厚生労働省の調査によれば、保育所等の利用を希望しながら入所できていない待機児童は、表面上の数字では減少しているものの、潜在的な待機児童を含めると依然として多数存在する。待機児童を解消するためには、保育所の新設や既存施設の定員拡大が必要であるが、保育士不足が大きな制約要因となっている。保育士の有効求人倍率は全国平均で三倍を超えており、都市部ではさらに高い水準にある。この保育士不足の背景には、保育士の処遇の低さがある。保育士の平均年収は全産業平均と比較して約百万円低く、この処遇の低さが保育士という職業の魅力を低下させ、人材確保を困難にしている。

保育士不足を解消するためには、保育士の処遇を抜本的に改善する必要がある。政府は、保育士の給与を全産業平均並みに引き上げることを目標とし、段階的に公的補助を拡充する。具体的には、保育士一人当たり月額五万円の処遇改善補助を実施する。この補助は、保育所を運営する事業者に対して交付し、事業者は補助金の全額を保育士の給与に充当することを義務付ける。この処遇改善により、保育士という職業の魅力が向上し、新たに保育士を目指す者が増加するとともに、現在は保育士として働いていない有資格者の復職も促進される。

保育士の処遇改善に必要な財源は、年間約六千億円と試算される。この財源は、後述する税制改革により確保する。具体的には、高所得者層に対する所得税の最高税率を引き上げることで、年間約一兆円の増収を見込んでおり、その一部を保育士の処遇改善に充当する。この財源配分は、将来の労働力確保という観点から、極めて高い投資効果を持つ。保育サービスの充実により、育児により労働市場から退出していた女性が就労可能となり、その所得税収入は年間約一兆五千億円と試算される。したがって、保育士の処遇改善に要する財源は、中期的には収収増により回収される。

介護サービスについても同様の課題が存在する。高齢化の進展により介護需要は急速に増加しているが、介護人材の不足により、必要なサービスが提供できない状況が生じている。介護職員の有効求人倍率は全国平均で四倍を超えており、保育士以上に深刻な人材不足に直面している。介護職員の処遇も保育士と同様に低く、平均年収は全産業平均を大きく下回っている。介護人材を確保するためには、介護職員の処遇改善が不可欠である。

政府は、介護職員の給与を全産業平均並みに引き上げることを目標とし、介護職員一人当たり月額六万円の処遇改善補助を実施する。この補助は、介護サービス事業者に対して交付し、事業者は補助金の全額を介護職員の給与に充当することを義務付ける。介護職員の処遇改善に必要な財源は、年間約一兆二千億円と試算される。この財源も、税制改革により確保する。介護職員の処遇改善により、介護サービスの供給が拡大し、介護により労働市場から退出していた者が就労可能となる。その経済効果は、保育サービスの場合と同様に、投資額を上回ると見込まれる。

第三の柱は、高齢者の就労継続支援である。日本人の平均寿命は男性が八十一歳、女性が八十七歳に達しており、健康寿命も男性が七十二歳、女性が七十五歳と延伸している。この健康寿命の延伸により、六十五歳を超えても就労可能な高齢者が増加している。実際、内閣府の調査によれば、六十五歳以上の高齢者の約四十パーセントが就労を希望している。この就労意欲のある高齢者を労働市場に取り込むことができれば、労働力人口の減少を相当程度緩和することができる。

現行の年金制度は、六十五歳からの年金受給を基本としているが、受給開始年齢を繰り下げることでは年金額を増額する仕組みが設けられている。現在、受給開始年齢を一年繰り下げごとに年金額が八・四パーセント増額され、最大七十五歳まで繰り下げることができる。七十五歳まで繰り下げた場合、年金額は八十四パーセント増額される。この繰り下げ受給制度を活用することで、高齢者の就労インセンティブを高めることができる。

しかし、現行の繰り下げ受給制度には課題がある。第一に、繰り下げ受給を選択する者の割合が極めて低いという問題がある。厚生労働省の統計によれば、繰り下げ受給を選択している者の割合は全体の二パーセント程度にとどまっている。この背景には、繰り下げ受給制度の認知度の低さ、繰り下げ期間中の収入確保の困難さ、長生きできるかどうかの不確実性などがある。第二に、繰り下げ受給を選択した場合でも、在職老齢年金制度により、一定以上の収入がある場合には年金額が減額されるという問題がある。この在職老齢年金制度は、高齢者の就労意欲を削ぐ要因となっている。

これらの課題に対処するため、以下の制度改革を実施する。第一に、繰り下げ受給制度の増額率を引き上げる。現行の八・四パーセントから十パーセントに引き上げることで、繰り下げ受給のメリットを明確化する。七十五歳まで繰り下げた場合、年金額は百パーセント、すなわち二倍に増額されることになり、就労インセンティブが大幅に向上する。第二に、在職老齢年金制度を段階的に廃止する。現在、六十五歳以上で月額四十七万円を超える収入がある場合、年金額が減額される仕組みとなっているが、この基準額を段階的に引き上げ、最終的には廃止する。この改革により、高齢者が就労しても年金が減額されないため、就労インセンティブが高まる。

在職老齢年金制度の廃止には財政的な影響がある。厚生労働省の試算によれば、制度を完全に廃止した場合、年間約一兆円の年金給付費の増加が見込まれる。しかし、この財政負担は、高齢者の就労増加による税収増と社会保険料収入の増加により相殺される。高齢者が就労を継続することで、所得税、住民税、社会保険料の負担が発生し、その合計額は年間約一兆二千億円と試算される。したがって、在職老齢年金制度の廃止は、財政的にも持続可能である。

企業側の高齢者雇用を促進するため、六十五歳以上の従業員を雇用する企業に対する支援措置を拡充する。具体的には、六十五歳以上の従業員に支払う給与の一定割合を法人税から控除する制度を創設する。控除率は、六十五歳から六十九歳までの従業員については給与の十パーセント、七十歳以上の従業員については給与の二十パーセントとする。この税額控除により、企業の高齢者雇用に対するインセンティブが高まる。また、高齢者の雇用に当たっては、職場環境の整備が必要となる場合がある。政府は、高齢者が働きやすい職場環境を整備するための設備投資に対して、補助金を交付する。補助対象となる設備投資には、バリアフリー化、作業補助機器の導入、健康管理設備の整備などが含まれる。補助率は投資額の三分の一とし、中小企業については二分の一に引き上げる。

第二節：労働生産性向上のための人材育成と能力開発の戦略的強化

労働投入量の増加と並んで重要なのは、労働生産性の向上である。労働生産性は、労働者一人当たり、あるいは労働時間一時間当たりの付加価値額として定義され、経済成長の最も重要な決定要因である。日本の労働生産性は、経済協力開発機構加盟国の中で二十位程度にとどまっており、米国やドイツと比較して三十パーセント程度低い水準にある。この労働生産性の低さが、日本経済の成長力を制約している。

労働生産性を向上させるためには、労働者の能力を高めることが不可欠である。しかし、日本企業の人材育成投資は国際的に見て低い水準にある。経済産業省の調査によれば、日本企業の従業員一人当たり教育訓練費は年間約三万円であり、米国企業の約十五万円、ドイツ企業の約十万円と比較して大幅に少ない。この人材育成投資の少なさが、労働生産性の低さの一因となっている。

日本企業の人材育成投資が少ない背景には、終身雇用を前提とした日本型雇用慣行の変容がある。かつて、企業は新卒採用した従業員を長期間雇用することを前提に、時間とコストをかけて育成していた。しかし、経済環境の変化により、終身雇用を維持することが困難になり、企業は人材育成投資を抑制するようになった。一方で、労働市場の流動性は依然として低く、転職市場も十分に発達していないため、個人が自己投資により能力を高めるインセンティブも弱い。この結果、企業も個人も人材育成に十分な投資を行わないという状況が生じている。

この状況を打破するためには、企業による人材育成投資を促進するとともに、個人の自己投資を支援する制度を整備する必要がある。企業による人材育成投資を促進するため、教育訓練費に対する税額控除制度を拡充する。現行制度では、教育訓練費が前年度を上回った場合、その増加額の一定割合を法人税から控除できるが、この控除率を引き上げるとともに、適用要件を緩和する。具体的には、控除率を現行の二十五パーセントから四十パーセントに引き上げ、前年度比較ではなく、過去三年間の平均と比較して増加した場合にも適用できるようにする。この制度改革により、企業の人材育成投資が促進される。

個人の自己投資を支援するため、教育訓練給付金制度を拡充する。現行制度では、厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講した場合、受講費用の一定割合が給付されるが、給付率を引き上げるとともに、対象となる教育訓練を拡大する。具体的には、一般教育訓練給付金の給付率を現行の二十パーセントから四十パーセントに引き上げ、専門実践教育訓練給付金の給付率を現行の五十パーセントから七十パーセントに引き上げる。また、対象となる教育訓練には、大学や大学院での学位取得プログラム、専門学校での職業訓練プログラム、オンライン学習プラットフォームでの講座など、幅広い教育訓練を含める。

教育訓練給付金の拡充に必要な財源は、年間約五千億円と試算される。この財源は、雇用保険料の引き上げにより確保する。現行の雇用保険料率は労使合計で一・五パーセント程度であるが、これを〇・二パーセント引き上げることで、必要な財源を確保できる。この保険料引き上げは、労働者と企業の双方に負担を求めるものであるが、その負担は教育訓練給付金の拡充による便益により相殺される。労働者は教育訓練を受けることで能力が向上し、より高い賃金を得ることができる。企業は従業員の能力向上により生産性が向上し、競争力が強化される。

能力開発においては、デジタルスキルの習得が特に重要である。デジタル技術の進展により、あらゆる産業においてデジタルスキルが必要とされるようになっている。しかし、日本の労働者のデジタルスキルは国際的に見て低い水準にある。経済協力開発機構の調査によれば、日本の成人のデジタルスキルは加盟国平均を下回っており、特に高度なデジタルスキルを持つ者の割合が低い。このデジタルスキルの不足が、デジタル化の遅れの一因となっている。

デジタルスキルを向上させるため、政府は包括的なデジタルスキル習得支援プログラムを実施する。このプログラムでは、基礎的なデジタルリテラシーから、プログラミング、データ分析、人工知能、サイバーセキュリティなど、高度なデジタルスキルまで、段階的に学べる教育訓練を提供する。教育訓

練は、オンライン学習プラットフォームを活用することで、時間や場所の制約なく受講できるようにする。受講費用は、前述の教育訓練給付金により支援する。

デジタルスキル習得支援プログラムの実施に当たっては、民間企業との連携が重要である。政府は、情報技術企業、教育事業者、業界団体などと協力し、実務に即した教育訓練プログラムを開発する。また、企業が従業員のデジタルスキル習得を支援した場合、その費用を法人税から控除できる制度を創設する。この制度により、企業による従業員のデジタルスキル習得支援が促進される。

第三節：労働時間の適正化と働き方改革の深化による生産性向上

労働生産性を向上させるためには、労働時間の適正化も重要である。日本の労働時間は国際的に見て長く、特に長時間労働が問題となっている。厚生労働省の調査によれば、週四十九時間以上働いている労働者の割合は約二十パーセントに達しており、これは欧米諸国と比較して高い水準にある。長時間労働は、労働者の健康を損ない、生産性を低下させる。また、仕事と生活の両立を困難にし、少子化の一因ともなっている。

長時間労働を是正するため、政府は働き方改革を推進してきた。二十十九年四月には働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限規制が導入された。この規制により、時間外労働は原則として月四十五時間、年三百六十時間以内とされ、臨時的な特別の事情がある場合でも年七百二十時間以内とされた。この規制により、長時間労働は一定程度抑制されたが、依然として課題は残っている。

第一の課題は、時間外労働の上限規制に例外が多いことである。医師、建設業、運送業などの一部の業種については、上限規制の適用が猶予されており、長時間労働が継続している。これらの業種においても、労働者の健康確保の観点から、時間外労働の上限規制を適用する必要がある。ただし、これらの業種では人手不足が深刻であり、直ちに上限規制を適用すると、サービスの提供に支障が生じる恐れがある。したがって、段階的に規制を適用することが現実的である。

医師については、二千二十四年四月から時間外労働の上限規制が適用されることになっているが、その上限は一般の労働者よりも高く設定されている。医師の働き方改革を進めるためには、医師の業務の一部を他の医療従事者に移管するタスクシフティング、医療機関間での役割分担の明確化、医師の増員などが必要である。政府は、これらの取り組みを支援するため、医療機関に対する補助金を交付する。また、医学部の定員を段階的に増員し、将来的な医師不足を解消する。

建設業については、工期の適正化が長時間労働是正の鍵となる。現状では、発注者が短い工期を設定することが多く、これが長時間労働の原因となっている。政府は、公共工事において適正な工期を設定するためのガイドラインを策定し、発注者に遵守を求める。また、民間工事についても、適正な工期設定を促すため、建設業法を改正し、著しく短い工期での契約を禁止する。

運送業については、荷主の協力が不可欠である。現状では、荷主が指定する配送時間が厳格であり、これがドライバーの長時間労働の原因となっている。政府は、荷主と運送事業者の協力により、配送時間の柔軟化、積み下ろし作業の効率化などを推進する。また、ドライバー不足を解消するため、ドライバーの処遇改善を支援する。

第二の課題は、労働時間の正確な把握が不十分であることである。働き方改革関連法により、企業は労働時間を客観的に把握することが義務付けられたが、実際には自己申告による把握が行われているケースも多く、正確性に欠ける。労働時間を正確に把握するためには、タイムカードやパソコンのログなど、客観的な記録に基づく把握が必要である。政府は、労働時間の客観的な把握を徹底するため、労働基準監督署による監督指導を強化する。

第三の課題は、テレワークの普及に伴う新たな課題である。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にテレワークが急速に普及したが、テレワークにおいては労働時間の管理が困難であり、長時間労働が生じやすい。また、仕事と私生活の境界が曖昧になり、常に仕事のことを考えている状態、いわゆる「つながらない権利」の侵害が問題となっている。テレワークにおける労働時間管理を適正化するた

め、政府はテレワークガイドラインを改定し、労働時間の管理方法、つながらない権利の保障などを明確化する。

働き方改革を深化させるためには、労働時間の削減だけでなく、労働の質の向上も重要である。長時間労働を削減しても、単に仕事量を減らすだけでは生産性は向上しない。限られた時間で同じ成果を上げるためには、業務の効率化、無駄な業務の削減、優先順位の明確化などが必要である。政府は、企業の業務効率化を支援するため、業務プロセスの見直し、デジタル技術の活用、会議の効率化などに関するガイドラインを策定し、普及啓発を行う。

第二章：産業構造の高度化と新産業創出による持続的経済成長の実現

第一節：製造業の高付加価値化とサービス化の推進

日本経済は戦後、製造業を中心に発展してきた。自動車、電機、機械などの製造業は、高い技術力と品質管理能力により、世界市場で競争力を発揮してきた。しかし、二十一世紀に入り、中国や韓国など新興国の製造業が急速に発展し、日本の製造業は厳しい競争にさらされている。特に電機産業においては、かつて世界市場を席巻していた日本企業の多くが競争力を失い、事業の縮小や撤退を余儀なくされている。この背景には、新興国の低コスト生産による価格競争力、デジタル技術の進展による産業構造の変化、グローバル市場における競争の激化などがある。

この厳しい競争環境の中で、日本の製造業が競争力を維持・強化するためには、単なる製品の製造・販売から、製品に付随するサービスを含めた総合的な価値提供へと事業モデルを転換する必要がある。この転換は、製造業のサービス化、あるいはサービタイゼーションと呼ばれ、欧米の先進的な製造業企業では既に広く実践されている。製造業のサービス化とは、製品そのものを販売するのではなく、製品の使用により得られる成果や価値を販売するビジネスモデルである。

具体的な例として、航空機エンジンメーカーの事業モデルがある。従来、航空機エンジンメーカーはエンジンを航空会社に販売し、その後の保守サービスを別途提供していた。しかし、現在では、エンジンを販売するのではなく、エンジンの稼働時間に応じて料金を徴収する「パワー・バイ・ザ・アワー」というビジネスモデルが主流となっている。このモデルでは、航空会社はエンジンの所有権を持たず、エンジンの使用に対して料金を支払う。エンジンメーカーは、エンジンの保守管理を一手に引き受け、エンジンの稼働率を最大化することで収益を得る。このビジネスモデルにより、航空会社は初期投資を抑制でき、エンジンメーカーは長期的な収益を確保できる。

日本の製造業においても、このようなサービス化を推進することで、競争力を強化できる。例えば、建設機械メーカーは、建設機械を販売するだけでなく、建設機械の稼働データを収集・分析し、最適な運用方法を顧客に提案するサービスを提供できる。また、建設機械の故障を予測し、事前に保守を行うことで、稼働率を向上させるサービスも提供できる。このようなサービスにより、顧客は建設機械をより効率的に活用でき、メーカーは継続的な収益を得ることができる。

製造業のサービス化を推進するためには、製品の稼働データを収集・分析する能力が不可欠である。近年、IoT技術の進展により、製品にセンサーを組み込み、稼働データをリアルタイムで収集することが可能となっている。収集されたデータを人工知能により分析することで、製品の状態を把握し、故障を予測し、最適な運用方法を提案することができる。政府は、製造業のデジタル化を支援するため、IoT機器の導入、データ分析システムの構築、人工知能の活用などに対する補助金を交付する。補助率は投資額の三分の一とし、中小企業については二分の一に引き上げる。

また、製造業のサービス化を推進するためには、業種横断的なデータ共有基盤の整備が有効である。個別企業が収集できるデータには限界があるが、業界全体でデータを共有することで、より精度の高い分析が可能となる。政府は、産業界との協働により、業種別のデータ共有プラットフォームを構築する。このプラットフォームでは、企業が自社の製品の稼働データを匿名化した上で共有し、業界全体でデータを分析する。データ分析の結果は、参加企業に還元され、各社の製品開発やサービス向上に活用される。

データ共有プラットフォームの構築に当たっては、データのセキュリティとプライバシーの保護が重要である。企業の競争力の源泉となる機密情報が流出しないよう、厳格なセキュリティ対策を講じる必要がある。また、個人情報が含まれるデータについては、個人情報保護法に基づく適切な取り扱いが必要である。政府は、データ共有プラットフォームのセキュリティ基準を策定し、その遵守を参加企業に義務付ける。

第二節：研究開発投資の戦略的強化と産学官連携の深化

産業競争力を強化するためには、研究開発投資の拡大と効率化が不可欠である。日本の研究開発投資は、国内総生産比で約三・五パーセントであり、主要先進国の中でも高い水準にある。しかし、研究開発投資の効率性、すなわち投資額に対する成果の割合は、必ずしも高くない。特許出願数や科学論文の被引用数など、研究開発の成果を示す指標を見ると、日本は投資額に見合った成果を上げているとは言い難い。

研究開発投資の効率性が低い背景には、基礎研究と応用研究の間の断絶がある。日本では、大学が基礎研究を担い、企業が応用研究を担うという役割分担が明確であるが、両者の間の連携が不十分である。大学での基礎研究の成果が企業での応用研究に活用されるまでに長期間を要し、その間に研究成果が陳腐化してしまうケースも少なくない。また、大学の研究者は学術的な関心に基づいて研究テーマを設定するため、産業界のニーズと乖離した研究が行われることもある。

この課題に対処するためには、産学連携を強化し、基礎研究の段階から産業応用を見据えた研究設計を行う必要がある。具体的には、大学に産業界出身の研究者を招聘し、産業界の視点を基礎研究に取り入れる。また、企業の研究者が大学で研究を行う機会を拡大し、最新の学術的知見を企業の研究開発に活用する。政府は、大学が産業界から研究者を受け入れる際の人件費を補助する。補助額は、受け入れる研究者の給与の二分の一とし、一人当たり年間最大一千万円とする。

企業が大学との共同研究に投資するインセンティブを高めるため、共同研究費に対する税額控除を拡充する。現行制度では、大学との共同研究費の一定割合を法人税から控除できるが、控除率を引き上げるとともに、適用要件を緩和する。具体的には、控除率を現行の三十パーセントから五十パーセントに引き上げ、共同研究の定義を拡大する。現行制度では、大学との正式な共同研究契約に基づく研究のみが対象となっているが、改正後は、大学の研究者への研究委託、大学院生の受け入れによる研究指導なども対象に含める。

産学連携を効果的に推進するためには、大学の研究成果を企業が活用しやすい形で提供する仕組みが必要である。現状では、大学の研究成果は学術論文として発表されるが、学術論文は専門的な内容であり、企業の研究者が理解し、活用することは容易ではない。大学は、研究成果を企業向けにわかりやすく説明した資料を作成し、公開する。また、大学の研究成果を企業に紹介するマッチングイベントを定期的に開催し、産学連携の機会を創出する。

大学発ベンチャーの創出も、研究成果の社会実装を促進する有効な手段である。大学での研究成果を基に新たな事業を立ち上げることで、研究成果が迅速に社会に還元される。しかし、日本における大学発ベンチャーの数は、米国と比較して大幅に少ない。この背景には、大学の研究者に起業家精神が不足していること、ベンチャー企業への投資が不十分であることなどがある。

大学発ベンチャーを促進するため、政府は包括的な支援策を実施する。第一に、大学に起業家教育プログラムを導入し、研究者や学生に起業に必要な知識やスキルを提供する。起業家教育プログラムでは、事業計画の策定、資金調達、マーケティング、知的財産管理などを学ぶ。第二に、大学発ベンチャーに対する資金支援を拡充する。政府系ベンチャーキャピタルを通じて、大学発ベンチャーに対する出資を行う。出資額は一社当たり最大五億円とし、事業の成長段階に応じて追加出資を行う。第三に、大学の研究者が起業する際の制度的障壁を除去する。現行制度では、国立大学の教員が企業の役員に就任することには制限があるが、この制限を緩和し、研究者が起業しやすい環境を整備する。

第三節：デジタル産業の育成と情報技術基盤の強化

二十一世紀の経済成長において、デジタル産業は最も重要な役割を果たしている。米国のグーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル、中国のアリババ、テンセントなどの巨大デジタル企業は、世界経済において圧倒的な影響力を持っている。これらの企業の時価総額は、それぞれ一兆ドルを超えており、日本の全上場企業の時価総額合計に匹敵する規模である。一方、日本のデジタル産業は、国際的な競争力を持つ企業が少なく、市場規模も小さい。

日本のデジタル産業が発展しなかった背景には、複数の要因がある。第一に、インターネットの普及期において、日本企業は既存事業の延長線上でデジタル化に取り組んだため、革新的なビジネスモデルを創出できなかった。第二に、日本市場は言語や商習慣の特殊性により、海外企業が参入しにくい一方で、日本企業も海外展開が困難であり、グローバル市場での競争経験が不足していた。第三に、ベンチャー企業への投資が不十分であり、有望なデジタルベンチャーが成長する機会が限られていた。

これらの課題に対処し、デジタル産業を育成するためには、包括的な産業政策が必要である。第一に、デジタルベンチャー企業への投資を拡大する。日本のベンチャーキャピタル投資額は、国内総生産比で〇・一パーセント程度であり、米国の〇・六パーセント、中国の〇・四パーセントと比較して大幅に少ない。ベンチャーキャピタル投資を拡大するため、政府系ベンチャーキャピタルの投資枠を拡大するとともに、民間ベンチャーキャピタルへの出資を通じて、民間投資を誘発する。また、個人投資家がベンチャー企業に投資した場合の税制優遇措置を拡充する。現行のエンジェル税制では、ベンチャー企業への投資額を所得から控除できるが、控除限度額を引き上げるとともに、投資対象となるベンチャー企業の範囲を拡大する。

第二に、デジタル人材を育成する。デジタル産業の発展には、高度なデジタルスキルを持つ人材が不可欠であるが、日本ではデジタル人材が不足している。経済産業省の試算によれば、二千三十年には約七十九万人のデジタル人材が不足すると予測されている。デジタル人材を育成するため、大学の情報系学部の定員を拡大するとともに、社会人向けのデジタル教育プログラムを充実させる。また、海外の優秀なデジタル人材を日本に呼び込むため、高度人材向けの在留資格制度を拡充し、永住権取得の要件を緩和する。

第三に、デジタル規制を見直す。現行の規制の多くは、デジタル技術が普及する以前に制定されたものであり、デジタルビジネスの発展を阻害している場合がある。例えば、オンライン診療については、対面診療を原則とする医療法の規定により、実施できる範囲が限定されていた。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に規制が緩和されたが、恒久的な制度としては確立されていない。政府は、デジタル技術の活用を阻害する規制を洗い出し、見直しを行う。規制の見直しに当たっては、安全性や公平性などの公共的価値を損なわないよう、慎重な検討が必要である。

情報技術基盤の強化も重要である。デジタル産業の発展には、高速で安定した通信インフラが不可欠である。日本では、光ファイバー網が全国的に整備されており、通信インフラは比較的充実しているが、次世代通信規格である5Gの普及は遅れている。5Gは、高速・大容量、低遅延、多数同時接続という特性を持ち、自動運転、遠隔医療、スマート工場など、様々な用途に活用できる。5Gの普及を加速するため、政府は通信事業者による5G基地局の整備を支援する。特に、採算性の低い地方部における基地局整備については、補助金を交付する。

サイバーセキュリティの強化も喫緊の課題である。デジタル化の進展に伴い、サイバー攻撃のリスクも増大している。企業や政府機関がサイバー攻撃を受けると、機密情報の流出、システムの停止、金銭的損失などの被害が生じる。サイバーセキュリティを強化するため、政府は包括的な対策を実施する。第一に、サイバーセキュリティ人材を育成する。サイバーセキュリティ人材の不足は深刻であり、経済産業省の試算によれば、二千三十年には約十九万人が不足すると予測されている。大学にサイバーセキュリティ専攻を設置し、専門人材を育成する。第二に、企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。中小企業は、サイバーセキュリティ対策に十分な資源を投入できない場合が多い。政府は、中小企業がサイバーセキュリティ対策を導入する際の費用を補助する。第三に、サイバー攻撃に関する情報共有体制を構築する。サイバー攻撃の手法は日々進化しており、最新の攻撃手法に関する情報を共有する

ことで、被害を防ぐことができる。政府は、サイバーセキュリティに関する情報共有プラットフォームを構築し、企業や政府機関が攻撃情報を共有できるようにする。

第三章：財政健全化と社会保障制度改革による持続可能な財政基盤の確立

第一節：財政の現状分析と中長期的な健全化目標の設定

日本の財政状況は、先進国の中で最も厳しい水準にある。政府債務残高は、二千二十三年度末時点ですべて約一千二百兆円に達しており、国内総生産比で二百六十パーセントを超えている。この債務残高は、第二次世界大戦直後の水準を上回っており、財政の持続可能性に対する懸念が高まっている。毎年の国家予算を見ても、一般会計歳出は約百十兆円であるのに対し、税収は約六十兆円にとどまっており、その差額約五十兆円は国債発行により賄われている。この構造的な財政赤字が継続すれば、政府債務は雪だるま式に増加し、将来的には財政破綻のリスクも否定できない。

財政赤字の最大の要因は、社会保障費の増大である。年金、医療、介護を合わせた社会保障給付費は、二千二十三年度には約百三十五兆円に達しており、一般会計歳出の約三分の一を占めている。高齢化の進展により、社会保障給付費は今後も増加を続け、二千四十年度には約百九十兆円に達すると予測されている。この社会保障費の増加に対して、現役世代の減少により社会保険料収入の伸びは限定的であり、財政負担が増大する構造となっている。

国債の元利払い費も財政を圧迫している。二千二十三年度の国債費は約二十五兆円であり、一般会計歳出の約四分の一を占めている。現在は低金利環境が続いているため、国債費は比較的抑制されているが、将来的に金利が上昇すれば、国債費は急増する。仮に金利が一パーセント上昇すれば、国債費は約十兆円増加すると試算されており、財政への影響は極めて大きい。

この厳しい財政状況を改善するためには、中長期的な財政健全化目標を設定し、計画的に取り組む必要がある。政府は、二千二十五年度にプライマリーバランス、すなわち政策的経費と税収等の収入の均衡を達成することを目標としてきたが、この目標の達成は困難な状況にある。現在のプライマリーバランスは約二十兆円の赤字であり、これを解消するためには、歳出削減と歳入増加を合わせて年間二十兆円の財政改善が必要となる。

現実的な財政健全化目標として、まず二千三十年代までにプライマリーバランスを均衡させることを目指す。その上で、二千四十年代までに政府債務残高の国内総生産比を安定化させ、二千五十年代までに債務残高を減少軌道に乗せることを目標とする。これらの目標を達成するためには、年率約一パーセントの実質経済成長を維持しつつ、歳出の伸びを経済成長率以下に抑制し、税収を着実に確保する必要がある。

第二節：社会保障制度改革による歳出の効率化と持続可能性の確保

財政健全化を実現するためには、歳出の最大項目である社会保障費の伸びを抑制することが不可欠である。しかし、社会保障費の削減は、国民の生活に直接影響を及ぼすため、慎重な検討が必要である。社会保障制度の持続可能性を確保しつつ、必要な給付を維持するためには、制度の効率化と給付と負担の適正化を同時に進める必要がある。

医療費については、予防医療の充実により疾病の発生そのものを減少させるアプローチが有効である。現在、日本の医療費は年間約四十五兆円に達しており、その約三分の一は生活習慣病に関連する医療費である。生活習慣病は、不適切な食生活、運動不足、喫煙、過度の飲酒などにより発症するため、生活習慣の改善により予防可能である。予防医療を充実させることで、生活習慣病の発症を抑制し、医療費を削減できる。

予防医療を推進するため、特定健康診査、いわゆるメタボ健診の受診率を向上させる。現在、特定健康診査の受診率は約五十五パーセントにとどまっており、多くの対象者が受診していない。受診率を

向上させるため、受診者に対して健康保険料の一部を還付する制度を導入する。具体的には、特定健康診査を受診した者については、翌年度の健康保険料を五パーセント減額する。この制度により、受診のインセンティブが高まり、受診率の向上が期待される。

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された者に対しては、保健師による個別指導を強化する。現行制度でも特定保健指導が実施されているが、実施率は約二十五パーセントと低い。実施率を向上させるため、特定保健指導を受けた者については、健康保険料をさらに五パーセント減額する。また、特定保健指導の内容を充実させ、食事指導、運動指導、禁煙支援などを包括的に提供する。

予防医療の効果を最大化するためには、個人の健康データを継続的に管理し、適切な健康指導を行う必要がある。現在、健康診査の結果は個人に通知されるが、その後の健康管理は個人に委ねられており、継続的な支援が不足している。政府は、個人の健康データを一元的に管理するシステムを構築し、健康状態の変化を継続的にモニタリングする。健康状態が悪化した場合には、保健師が積極的に介入し、生活習慣の改善を支援する。

医療費の適正化においては、医薬品費の削減も重要である。日本の医薬品費は年間約十兆円に達しており、医療費全体の約四分の一を占めている。医薬品費を削減するため、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用を促進する。ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の効果を持ちながら、価格が大幅に安い。現在、ジェネリック医薬品の使用割合は約八十パーセントであるが、これをさらに引き上げることで、医薬品費を削減できる。

ジェネリック医薬品の使用を促進するため、医師が処方箋を発行する際には、原則としてジェネリック医薬品を処方することを義務付ける。患者が先発医薬品を希望する場合には、その差額を自己負担とする。この制度により、ジェネリック医薬品の使用が促進される。また、薬価制度を見直し、先発医薬品の価格を段階的に引き下げる。現行制度では、ジェネリック医薬品が発売された後も、先発医薬品の価格は高い水準に維持されているが、これを段階的に引き下げることで、医薬品費全体を削減できる。

介護費については、介護予防の充実により要介護者の増加を抑制する。現在、要介護認定を受けている高齢者は約六百九十万人に達しており、今後も増加が見込まれる。要介護状態になる主な原因は、認知症、脳血管疾患、骨折・転倒などであり、これらは適切な予防措置により発症や進行を遅らせることができる。介護予防を推進するため、高齢者向けの運動教室、認知症予防プログラム、栄養指導などを充実させる。

介護予防プログラムへの参加を促進するため、参加者に対してインセンティブを提供する。具体的には、介護予防プログラムに定期的に参加している高齢者については、介護保険料を減額する。また、介護予防の効果測定し、要介護状態への移行を防げた場合には、さらなるインセンティブを提供する。この制度により、高齢者の介護予防への参加が促進され、要介護者の増加が抑制される。

年金制度については、給付と負担の適正化が必要である。現行の年金制度は、現役世代が支払う保険料を高齢者への年金給付に充てる賦課方式を基本としているため、現役世代の減少と高齢者の増加により、制度の持続可能性が脅かされている。年金制度の持続可能性を確保するためには、給付水準の適正化と保険料負担の適正化を同時に進める必要がある。

年金給付については、マクロ経済スライドの確実な実施により、給付水準を段階的に調整する。マクロ経済スライドとは、現役世代の減少と平均余命の延伸を考慮して、年金額の伸びを物価上昇率よりも低く抑える仕組みである。現行制度では、マクロ経済スライドは物価上昇時にのみ実施されるため、デフレ期には実施されず、調整が遅れている。この制度を見直し、物価が下落している場合でも、翌年度以降に繰り越して調整を行う仕組みを導入する。

年金保険料については、現在の水準を維持しつつ、徴収の適正化を図る。現在、厚生年金保険料率は労使合計で十八・三パーセントであり、これ以上の引き上げは現役世代の負担を過度に重くする。一方で、保険料の徴収漏れや未納が存在しており、これを是正することで保険料収入を増加させることができる。特に、非正規雇用者の厚生年金加入を促進することが重要である。現行制度では、週二十時間

以上働く非正規雇用者は厚生年金に加入することになっているが、実際には加入していないケースも多い。政府は、企業に対する監督指導を強化し、非正規雇用者の厚生年金加入を徹底する。

第三節：税制改革による歳入基盤の強化と公平性の確保

財政健全化を実現するためには、歳出削減だけでなく、歳入の確保も不可欠である。現在の税収は約六十兆円であるが、これを中長期的に約七十兆円程度まで増加させる必要がある。税収を増加させるためには、経済成長による税収の自然増を期待するだけでなく、税制改革により税収基盤を強化する必要がある。

日本の税制は、所得税と法人税を中心とする構造となっているが、人口減少により所得税収の大幅な伸びは期待できず、また法人税は国際競争の観点から大幅な引き上げは困難である。この制約を踏まえ、消費税を中心とした税体系への移行を段階的に進める必要がある。消費税は、所得税や法人税と比較して景気変動の影響を受けにくく、安定的な税収を確保できる。また、高齢者を含む全ての消費者が負担するため、世代間の公平性の観点からも優れている。

消費税率については、現行の十パーセントから段階的に引き上げることを検討する必要がある。ただし、消費税の引き上げは、低所得者層に相対的に重い負担となるため、逆進性の緩和措置が不可欠である。具体的には、軽減税率の適用範囲を拡大するとともに、低所得者に対する給付措置を拡充する。軽減税率については、現在、食料品と新聞に八パーセントの税率が適用されているが、この対象を拡大し、水道光熱費、医療費、教育費などの生活必需品にも適用する。

低所得者に対する給付措置としては、給付付き税額控除制度の導入を検討する。給付付き税額控除とは、所得税額から一定額を控除し、控除しきれない場合には差額を給付する制度である。この制度により、低所得者の税負担が軽減されるとともに、所得の再分配機能が強化される。給付付き税額控除の導入に当たっては、所得の正確な把握が前提となる。政府は、マイナンバー制度を活用し、個人の所得を正確に把握する体制を整備する。

資産課税の強化も重要である。日本の家計金融資産は約二千百兆円に達しており、その大部分は高齢者層が保有している。この資産に対して適切な課税を行うことで、世代間の公平性を高めることができる。具体的には、相続税の基礎控除を段階的に引き下げるとともに、税率構造を見直し、高額資産の相続に対する税負担を強化する。

現行の相続税制度では、基礎控除は三千万円に法定相続人一人当たり六百万円を加えた額となっている。例えば、配偶者と子供二人が相続人の場合、基礎控除は四千八百万円となり、この金額までは相続税が課されない。この基礎控除を段階的に引き下げ、最終的には三千万円程度とする。また、税率構造については、最高税率を現行の五十五パーセントから六十パーセントに引き上げるとともに、高額資産に対する税率を段階的に引き上げる。

相続税の強化に当たっては、納税資金の確保が課題となる。相続財産の多くは不動産であり、現金化が困難な場合がある。納税資金の確保を支援するため、延納制度を拡充する。現行制度では、相続税を分割して納付する延納が認められているが、延納期間を延長し、利子税の負担を軽減する。また、相続財産を物納する制度も拡充し、不動産を国に納付することで相続税を納めることができるようにする。

金融所得課税の強化も検討すべきである。現在、株式の配当や譲渡益に対しては、一律二十パーセントの税率が適用されている。この税率は、所得税の最高税率四十五パーセントと比較して低く、高所得者に有利な制度となっている。金融所得課税を強化するため、一定額以上の金融所得に対しては、累進税率を適用する。具体的には、年間の金融所得が一千万円を超える部分については、二十五パーセントの税率を適用し、三千万円を超える部分については、三十パーセントの税率を適用する。

法人税については、税率の引き下げではなく、課税ベースの拡大により税収を確保する。現行の法人税制度には、様々な租税特別措置が設けられており、これにより課税ベースが縮小している。租税特別措置の多くは、特定の政策目的を達成するために導入されたものであるが、その効果が不明確なもの

も少なくない。政府は、租税特別措置の効果を検証し、効果が不十分なものについては廃止する。また、大企業に対する課税を強化するため、外形標準課税の対象を拡大する。外形標準課税とは、企業の所得ではなく、資本金や付加価値額に応じて課税する制度であり、赤字企業にも一定の税負担を求めることができる。

第四章：地域経済の自立的発展と国土の均衡ある繁栄の実現

第一節：地域経済の現状分析と活性化の基本戦略

日本の地域経済は、東京圏への一極集中により深刻な疲弊に直面している。総務省の人口移動統計によれば、東京圏、すなわち東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県への転入超過は年間約十万人に達しており、この傾向は長期間継続している。一方、地方部、特に中小都市や農村部では、人口減少と高齢化が急速に進んでいる。多くの地方自治体では、若年層の流出により出生数が減少し、人口の自然減が加速している。

人口減少は、地域経済に深刻な影響を及ぼしている。人口が減少すると、消費需要が縮小し、小売業やサービス業の売上が減少する。その結果、商店の閉鎖が相次ぎ、商店街のシャッター化が進む。また、人口減少により税収が減少する一方で、高齢化により社会保障費が増加し、地方自治体の財政状況が悪化している。財政状況の悪化により、公共サービスの水準が低下し、さらに人口流出が加速するという悪循環に陥っている。

地域経済の疲弊は、経済的な問題だけでなく、社会的な問題も引き起こしている。人口減少により、学校や医療機関の統廃合が進み、住民の生活利便性が低下している。また、公共交通機関の利用者が減少し、路線の廃止が相次いでいる。これにより、自動車を運転できない高齢者の移動手段が失われ、社会的孤立が深刻化している。さらに、地域コミュニティの担い手が減少し、祭りや伝統行事の継承が困難になるなど、地域文化の衰退も進んでいる。

この深刻な状況を打破し、地域経済を活性化するためには、各地域が独自の強みを活かした産業を育成し、自立的な経済圏を形成する必要がある。地域経済活性化の基本戦略は、以下の三つの柱から構成される。

第一の柱は、地域内経済循環の強化である。現状では、地域で生み出された所得の多くが、域外の企業への支払いとして流出しており、地域内での再投資が不足している。例えば、地域の住民が購入する商品の多くは、域外の大手企業が製造したものであり、その代金は域外に流出する。また、地域の企業が使用する原材料や設備も、域外から調達することが多い。この構造を変え、地域内で生産された商品やサービスを地域内で消費し、地域内で再投資する循環を強化することで、地域経済の自立性を高めることができる。

第二の柱は、地域の特性を活かした産業の育成である。各地域には、独自の自然環境、歴史、文化、産業基盤があり、これらを活かした産業を育成することで、他地域との差別化を図ることができる。例えば、農業が盛んな地域では、農産物の高付加価値化や六次産業化を推進し、観光資源が豊富な地域では、観光産業を発展させる。また、特定の産業が集積している地域では、その産業クラスターを強化し、国際競争力を高める。

第三の柱は、地域間連携の推進である。個々の地域が単独で経済活性化に取り組むには限界がある。複数の地域が連携し、互いの強みを活かすことで、より大きな効果を生み出すことができる。例えば、農産物の生産地と観光地が連携し、地域の食材を活用した観光プログラムを開発することで、双方の産業を活性化できる。また、複数の地域が共同で企業誘致に取り組むことで、より大規模な投資を呼び込むことができる。

第二節：地域産業の高度化と新産業創出の具体的施策

地域経済を活性化するためには、既存産業の高度化と新産業の創出を同時に進める必要がある。地域の基幹産業である農業、製造業、観光業などを高度化し、付加価値を高めるとともに、新たな成長産業を育成することで、地域経済の多様性と強靱性を高めることができる。

農業分野では、六次産業化の推進が重要である。六次産業化とは、農業者が農産物の生産、すなわち一次産業だけでなく、加工、すなわち二次産業、販売、すなわち三次産業にも取り組むことで、付加価値を高める取り組みである。例えば、果樹農家が果実を生産するだけでなく、ジャムやジュースに加工し、直売所やインターネットで販売することで、農業所得を大幅に増加させることができる。

六次産業化を推進するため、政府は包括的な支援策を実施する。第一に、加工施設の整備を支援する。農産物の加工には、加工施設や設備が必要であるが、個別の農業者が投資することは困難である。政府は、農業者が加工施設を整備する際の費用を補助する。補助率は投資額の二分の一とし、複数の農業者が共同で施設を整備する場合には、補助率を三分の二に引き上げる。第二に、商品開発を支援する。加工品を開発するには、商品企画、レシピ開発、パッケージデザインなどの専門知識が必要である。政府は、食品加工の専門家を派遣し、農業者の商品開発を支援する。第三に、販路開拓を支援する。加工品を販売するには、販売チャネルの確保が必要である。政府は、農産物直売所の整備、インターネット販売プラットフォームの構築、商談会の開催などを通じて、農業者の販路開拓を支援する。

農産物の輸出促進も重要である。日本の農産物は、品質が高く、安全性も確保されており、海外市場でも高い評価を得ている。しかし、輸出額は年間約一兆円程度にとどまっており、潜在的な市場規模と比較して小さい。農産物の輸出を拡大するため、政府は包括的な支援策を実施する。第一に、輸出向け農産物の生産を支援する。輸出先国の規制や嗜好に対応した農産物を生産するには、特別な栽培方法や品種の選定が必要である。政府は、輸出向け農産物の生産に取り組む農業者に対して、技術指導や資金支援を行う。第二に、輸出手続きの簡素化を図る。農産物の輸出には、検疫、通関などの複雑な手続きが必要であり、これが輸出の障壁となっている。政府は、輸出手続きをワンストップで行える窓口を設置し、手続きの簡素化を図る。第三に、海外での販売促進を支援する。海外市場で日本の農産物を販売するには、現地でのプロモーション活動が必要である。政府は、海外での商談会、試食会、広告宣伝などを支援する。

製造業分野では、中小企業の連携による高付加価値製品の開発を推進する。地域の中小企業は、それぞれ特定の技術や製品に特化しているが、単独では大規模な研究開発や販路開拓が困難である。複数の中小企業が連携し、互いの技術を組み合わせることで、高付加価値製品を開発できる。政府は、中小企業の連携を支援するため、コンソーシアム形成を促進する。地域金融機関が中心となって、技術的に補完関係にある中小企業を結びつけ、共同での研究開発や販路開拓を支援する。政府は、このコンソーシアムに対して、研究開発費用を補助する。補助率は費用の二分の一とし、開発された製品が商業化された場合には、売上の一部を返済する条件とする。

観光産業の発展も地域経済活性化の重要な柱である。日本には、豊かな自然、歴史的建造物、独自の文化など、多様な観光資源が存在する。しかし、これらの観光資源が十分に活用されていない地域も多い。観光産業を発展させるためには、観光資源の磨き上げ、受け入れ体制の整備、効果的なプロモーションが必要である。

観光資源の磨き上げとは、既存の観光資源の魅力を高め、新たな観光資源を発掘することである。例えば、歴史的建造物については、適切な保存修理を行い、見学者が歴史を体感できる展示や解説を充実させる。自然景観については、遊歩道の整備、展望台の設置などにより、訪問者が自然を楽しめる環境を整備する。また、地域の伝統文化、伝統工芸、郷土料理など重要な観光資源であり、これらを体験できるプログラムを開発する。

受け入れ体制の整備としては、宿泊施設の充実、多言語対応、バリアフリー化などが重要である。特に、外国人観光客を誘致するためには、多言語での案内表示、通訳サービス、キャッシュレス決済への対応などが不可欠である。政府は、観光事業者がこれらの受け入れ体制を整備する際の費用を補助する。

効果的なプロモーションも重要である。観光資源がいくら魅力的でも、それが知られていなければ観光客は訪れない。政府は、地域の観光資源を国内外に発信するため、ウェブサイトやSNSを活用した

情報発信、旅行博への出展、メディアへの情報提供などを支援する。特に、外国人観光客の誘致においては、海外の旅行会社やメディアとの連携が重要であり、政府は海外でのプロモーション活動を積極的に支援する。

第三節：地方創生と移住促進による地域の持続可能性確保

地域経済を持続可能なものとするためには、人口減少に歯止めをかけ、地域に人を呼び込む必要がある。特に、若年層の定住と都市部からの移住を促進することが重要である。若年層が地域に定住することで、出生数が増加し、人口の自然減を抑制できる。また、都市部から移住者を受け入れることで、人口の社会増を実現できる。

若年層の定住を促進するためには、地域に魅力的な雇用機会を創出することが不可欠である。若年層が地域を離れる最大の理由は、希望する職業に就けないことである。地域に魅力的な雇用機会を創出するため、前述の産業育成策を推進するとともに、企業誘致にも積極的に取り組む必要がある。

企業誘致に当たっては、地域の特性を活かした戦略的な取り組みが重要である。全ての地域が同じような条件で企業誘致に取り組んでも、成功は困難である。地域の強みを明確にし、その強みを必要とする企業をターゲットとすることで、効果的な誘致が可能となる。例えば、豊富な水資源がある地域は、半導体工場や飲料工場の誘致に適している。広大な土地がある地域は、物流センターやデータセンターの誘致に適している。

企業誘致を促進するため、政府は地方自治体の企業誘致活動を支援する。具体的には、企業誘致に成功した地方自治体に対して、交付金を交付する。交付金の額は、誘致した企業の投資額と雇用創出数に応じて決定する。また、誘致した企業に対しては、税制優遇措置を提供する。地方税を一定期間減免するとともに、国税についても特別償却や税額控除を認める。

都市部からの移住を促進するためには、移住者が地域で安心して生活できる環境を整備する必要がある。移住を検討している人々の多くは、地域での生活に不安を感じている。仕事が見つかるか、住居は確保できるか、子供の教育環境は整っているか、医療機関は利用できるかなど、様々な不安がある。これらの不安を解消するため、地方自治体は移住支援策を充実させる必要がある。

移住支援策としては、まず移住相談窓口の設置が重要である。移住を検討している人々が気軽に相談できる窓口を設置し、地域の生活情報、雇用情報、住宅情報などを提供する。相談窓口は、東京や大阪などの大都市に設置するとともに、オンラインでの相談にも対応する。また、移住体験プログラムを実施し、実際に地域を訪れて生活を体験してもらう機会を提供する。移住体験プログラムでは、短期間の滞在を通じて、地域の魅力を実感してもらうとともに、地域住民との交流を図る。

移住者の住居確保を支援するため、空き家の活用を推進する。地方部では、人口減少により空き家が増加しており、これを移住者向けの住宅として活用できる。地方自治体は、空き家の所有者と移住希望者をマッチングする空き家バンクを運営する。また、空き家の改修費用を補助することで、移住者が快適に生活できる住環境を整備する。補助率は改修費用の二分の一とし、上限を二百万円とする。

移住者の就業を支援するため、地域企業とのマッチングを行う。移住相談窓口では、地域の求人情報を提供するとともに、移住希望者のスキルや希望に合った企業を紹介する。また、移住者が起業する場合には、起業支援策を提供する。具体的には、起業に必要な資金を低利で融資するとともに、経営相談、販路開拓などの支援を行う。

子育て世帯の移住を促進するため、子育て支援策を充実させる。地方部では、都市部と比較して保育所の待機児童が少なく、自然環境も豊かであり、子育てに適した環境がある。この強みを活かし、子育て世帯にとって魅力的な地域とすることで、移住を促進できる。具体的には、保育料の無償化、医療費の無償化、子育て支援センターの充実などを実施する。また、小中学校においては、少人数学級によりきめ細かな教育を提供できることをアピールする。

第五章：教育制度改革による次世代人材の戦略的育成

第一節：初等中等教育における思考力・創造性の育成

将来の日本を支える人材を育成するためには、教育制度の抜本的改革が不可欠である。現行の教育制度は、知識の習得を重視しているが、急速に変化する社会においては、知識そのものよりも知識を活用して問題を解決する能力が重要となる。また、人工知能の発展により、定型的な業務は自動化されるため、人間には創造性や批判的思考力が求められる。この認識に基づき、教育内容と教育方法を見直す必要がある。

初等中等教育においては、探究型学習を拡充し、生徒が自ら課題を設定し、情報を収集し、分析し、結論を導き出すプロセスを経験する機会を増やす。探究型学習では、教師が一方的に知識を教えるのではなく、生徒が主体的に学ぶ。例えば、社会科の授業では、教科書に書かれた歴史的事実を暗記するのではなく、歴史的事象の背景や因果関係を生徒自身が調査し、考察する。理科の授業では、実験の手順を教師が指示するのではなく、生徒が仮説を立て、実験を設計し、結果を分析する。

探究型学習を効果的に実施するためには、教員の指導力向上が不可欠である。多くの教員は、従来型の講義形式の授業に慣れており、探究型学習の指導方法を十分に習得していない。政府は、探究型学習の指導方法に関する教員研修プログラムを開発し、全国の教員が参加できる体制を整備する。研修プログラムでは、探究型学習の理論、具体的な指導方法、評価方法などを学ぶ。また、先進的な探究型学習を実践している学校を視察し、実践例を学ぶ機会も提供する。

探究型学習を推進するためには、教育課程の見直しも必要である。現行の学習指導要領では、各教科で学ぶべき内容が詳細に規定されており、教員は定められた内容を教えることに迫られている。探究型学習に十分な時間を確保するため、学習内容を精選し、本質的に重要な内容に絞り込む。また、教科横断的な探究学習の時間を拡充し、複数の教科の知識を統合して問題を解決する経験を提供する。

情報教育の充実も重要である。デジタル技術の進展により、情報を収集し、分析し、発信する能力が全ての人に求められるようになっていく。初等中等教育においては、基礎的な情報リテラシーから、プログラミング、データ分析、情報セキュリティまで、段階的に学ぶカリキュラムを整備する。特に、プログラミング教育は、論理的思考力を育成する上で有効であり、小学校段階から導入する。

プログラミング教育を効果的に実施するためには、教員の研修と教材の整備が必要である。多くの教員は、プログラミングの経験がなく、指導に不安を感じている。政府は、プログラミング教育の研修プログラムを提供し、教員がプログラミングの基礎を習得できるようにする。また、児童生徒が楽しみながらプログラミングを学べる教材を開発し、全国の学校に提供する。教材は、ビジュアルプログラミング言語を用いた初心者向けのものから、本格的なプログラミング言語を用いた上級者向けのものまで、段階的に用意する。

第二節：高等教育における実践的能力の育成と産学連携の強化

高等教育においては、産業界のニーズと教育内容の整合性を高める必要がある。現状では、大学で学んだ知識やスキルが実際の職務で活用されないケースが多く、教育投資の効率性が低い。経済産業省の調査によれば、企業の約六十パーセントが、大学卒業者のスキルが不十分であると回答している。この課題に対処するため、大学は産業界と連携してカリキュラムを設計し、実務に直結する教育を提供する必要がある。

産学連携によるカリキュラム設計では、産業界が求めるスキルを明確化し、それを育成するための教育内容を設計する。具体的には、企業の人事担当者や現場の管理職を交えた協議会を設置し、産業界が求める人材像を明確化する。その上で、その人材像を実現するために必要な知識、スキル、態度を特定し、それらを育成するカリキュラムを設計する。カリキュラムには、専門的な知識だけでなく、コミュニケーション能力、問題解決能力、チームワークなど、汎用的なスキルの育成も含める。

実務に直結する教育を提供するためには、企業の現役社員を講師として招聘することが効果的である。現役社員は、実際のビジネスの現場で直面する課題や、それを解決するために必要なスキルを熟知している。現役社員による講義では、理論だけでなく、実践的な知識やノウハウを学ぶことができる。また、企業での実際の事例を題材とした演習を行うことで、学生は実務に即した問題解決能力を身につけることができる。

インターンシップの拡充も重要である。インターンシップとは、学生が在学中に企業で一定期間働く制度であり、実務経験を通じて学ぶ機会を提供する。現在、多くの大学でインターンシップが実施されているが、その期間は数日から数週間程度と短く、十分な実務経験を積むことができない。インターンシップの期間を延長し、数ヶ月から一年程度の長期インターンシップを推進する。長期インターンシップでは、学生は企業の一員として実際の業務に従事し、実践的なスキルを身につけることができる。

長期インターンシップを推進するためには、大学のカリキュラムの柔軟化が必要である。現行のカリキュラムでは、授業が密に組まれており、長期間のインターンシップに参加する時間的余裕がない。大学は、インターンシップを単位として認定し、カリキュラムに組み込む。また、インターンシップ期間中も大学での学習を継続できるよう、オンライン授業を活用する。

企業側のインターンシップ受け入れを促進するため、政府は支援策を実施する。インターンシップを受け入れた企業に対して、受け入れ人数に応じた補助金を交付する。補助金の額は、学生一人当たり月額十万円とし、最長一年間支給する。また、インターンシップを通じて学生を採用した企業に対しては、追加的な補助金を交付する。

大学院教育の充実も重要である。高度な専門知識を持つ人材を育成するためには、大学院での教育が不可欠である。しかし、日本の大学院進学率は、欧米諸国と比較して低い。学部卒業後、すぐに就職する者が多く、大学院で学ぶ者は少ない。大学院進学を促進するため、大学院生への経済的支援を拡充する。現在、大学院生の多くは、授業料を自己負担しており、経済的な理由で進学を断念するケースも少なくない。政府は、大学院生向けの奨学金を拡充し、給付型奨学金の割合を増やす。また、大学院生が研究に専念できるよう、生活費を支援する制度も導入する。

第三節：社会人の学び直し支援とリカレント教育の推進

技術革新により必要とされるスキルが急速に変化する中、一度習得した知識やスキルだけでは長期的なキャリアを維持することが困難となっている。生涯にわたって学び続け、スキルを更新していくことが必要である。この認識に基づき、社会人の学び直し、すなわちリカレント教育を推進する必要がある。

リカレント教育を推進するため、社会人が大学や専門学校で学び直す際の費用を支援する制度を拡充する。前述の教育訓練給付金の拡充に加え、社会人向けの特別な奨学金制度を創設する。この奨学金は、給付型とし、返済の必要がない。給付額は、授業料の全額とし、生活費の一部も支援する。対象となるのは、大学や大学院での学位取得プログラム、専門学校での職業訓練プログラム、オンライン学習プラットフォームでの専門講座などである。

企業による従業員の学び直し支援も重要である。企業が従業員に学び直しの機会を提供することで、従業員のスキルが向上し、企業の競争力が強化される。企業が従業員の学び直しを支援した場合の税額控除を拡充する。具体的には、従業員の教育訓練費用の全額を法人税から控除できるようにする。また、従業員が学び直しのために休職する場合、その期間の給与を支払った企業に対しては、給与の一定割合を補助金として交付する。

大学は、社会人が学びやすい環境を整備する必要がある。現状では、大学の授業は平日の昼間に開講されることが多く、働きながら学ぶことが困難である。大学は、夜間や週末にも授業を開講し、社会人が通いやすいスケジュールを提供する。また、オンライン授業を拡充し、時間や場所の制約なく学べるようにする。さらに、社会人の実務経験を単位として認定する制度を導入し、効率的に学位を取得できるようにする。

リカレント教育の内容は、産業界のニーズに対応したものとする必要がある。大学は、産業界と連携し、企業が求めるスキルを育成するプログラムを開発する。例えば、デジタル技術、データ分析、人工知能、サイバーセキュリティなど、需要が高まっている分野のプログラムを充実させる。また、マネジメントスキル、リーダーシップ、イノベーション創出など、汎用的なスキルを育成するプログラムも提供する。

リカレント教育の効果を高めるためには、学んだ知識やスキルを実務で活用する機会を提供することが重要である。大学は、企業と連携し、プログラムの一環として企業でのプロジェクトに参加する機会を提供する。学生は、学んだ知識やスキルを実際のビジネス課題の解決に適用することで、実践的な能力を身につけることができる。

第六章：エネルギー政策の戦略的再構築と持続可能な社会の実現

第一節：エネルギー安全保障の強化と供給源の多様化

エネルギーの安定供給は、経済活動の基盤であり、エネルギー政策は国家の安全保障に直結する重要課題である。日本はエネルギー資源の大部分を海外からの輸入に依存しており、エネルギー自給率は約十二パーセントと極めて低い。この脆弱性を克服するためには、エネルギー供給源の多様化と国産エネルギーの開発を推進する必要がある。

化石燃料への依存度を低減することが重要である。現在、日本のエネルギー供給の約八十パーセントは化石燃料に依存しており、その大部分は中東地域からの輸入である。中東地域の政治的不安定性を考慮すると、化石燃料への過度な依存はエネルギー安全保障上のリスクとなる。化石燃料への依存度を低減するため、再生可能エネルギーと原子力エネルギーの活用を推進する。

再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギー安全保障の観点からも、環境保全の観点からも重要である。太陽光発電と風力発電は、技術的に成熟しており、発電コストも低下している。太陽光発電の発電コストは、過去十年間で約八十パーセント低下し、現在では火力発電と同等かそれ以下の水準となっている。風力発電の発電コストも同様に低下しており、特に洋上風力発電は大規模な導入が可能である。

再生可能エネルギーの導入を加速するため、送電網の整備を進める必要がある。再生可能エネルギーの適地は、太陽光発電では日照時間の長い地域、風力発電では風況の良い地域であり、これらは必ずしも大消費地の近くにあるわけではない。再生可能エネルギーで発電した電力を大消費地に送るためには、送電網の整備が不可欠である。特に、北海道や東北地方の風力発電、九州地方の太陽光発電の電力を、首都圏や関西圏に送るための広域送電網を整備する必要がある。

送電網の整備には、莫大な投資が必要である。政府は、送電網の整備に必要な投資を支援するため、電力会社に対する補助金を交付する。また、送電事業の効率化を促進するため、送電部門を発電部門から分離し、独立した送電事業者が運営する体制を整備する。送電部門の分離により、送電網が公平に利用され、再生可能エネルギーの導入が促進される。

再生可能エネルギーの課題は、発電量が天候に左右され、不安定であることである。太陽光発電は夜間や曇天時には発電できず、風力発電は風がなければ発電できない。この不安定性を補うため、蓄電池の導入を推進する。蓄電池は、電力が余剰の時に充電し、不足の時に放電することで、電力供給を安定化させる。蓄電池の導入を促進するため、政府は蓄電池の設置費用を補助する。補助率は設置費用の三分の一とし、家庭用蓄電池については二分の一に引き上げる。

原子力発電については、安全性の確保を大前提としつつ、エネルギー供給の選択肢として維持する必要がある。原子力発電は、発電時に二酸化炭素を排出せず、燃料の供給安定性も高い。また、少量の燃料で大量の電力を発電できるため、エネルギー密度が高い。これらの特性により、原子力発電はエネルギー安全保障と環境保全の両面で重要な役割を果たす。

二十一年の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、日本の原子力発電所の多くが停止している。原子力発電所の再稼働に当たっては、原子力規制委員会による厳格な安全審査を経て、安全性が確認されたものから順次再稼働を進める。安全審査では、地震や津波などの自然災害に対する耐性、重大事故時の対応能力、テロ対策などが厳しく審査される。安全性が確認された原子力発電所については、地元自治体や住民の理解を得た上で、再稼働を進める。

原子力発電に伴う課題として、使用済み核燃料の処理と最終処分場の確保がある。使用済み核燃料は、高レベル放射性廃棄物を含んでおり、長期間にわたって安全に管理する必要がある。日本では、使用済み核燃料を再処理し、プルトニウムとウランを取り出して再利用する核燃料サイクル政策を推進してきたが、再処理施設の稼働が遅れており、使用済み核燃料が蓄積している。政府は、再処理施設の早期稼働を目指すとともに、最終処分場の選定を進める。最終処分場の選定に当たっては、科学的な適地調査を実施し、地元自治体や住民との丁寧な対話を通じて、理解を得る努力を続ける。

第二節：水素エネルギー社会の実現に向けた技術開発と基盤整備

水素エネルギーは、将来のエネルギー供給において重要な役割を果たす可能性がある。水素は、燃焼しても水しか排出せず、環境負荷が極めて低い。また、再生可能エネルギーで生成した電力を水素に変換して貯蔵することで、電力供給の変動を吸収することができる。さらに、水素は輸送や貯蔵が比較的容易であり、エネルギーのキャリアとして優れている。

水素エネルギーの実用化に向けて、製造、輸送、貯蔵、利用の各段階における技術開発を推進する必要がある。水素の製造方法としては、化石燃料から製造する方法、水を電気分解する方法、バイオマスから製造する方法などがある。環境負荷を低減するためには、再生可能エネルギーで生成した電力を用いて水を電気分解する方法、いわゆるグリーン水素の製造が望ましい。グリーン水素の製造コストは現在高いが、技術開発により低減することが期待される。

政府は、グリーン水素の製造技術の研究開発に対して重点的に資金を配分する。具体的には、高効率な電解装置の開発、再生可能エネルギーとの統合システムの開発などを支援する。また、グリーン水素の製造施設の建設を支援するため、建設費用の一部を補助する。補助率は建設費用の三分の一とし、大規模施設については二分の一に引き上げる。

水素の輸送と貯蔵については、液化水素、圧縮水素、有機ハイドライドなど、複数の方法がある。それぞれの方法には長所と短所があり、用途に応じて使い分ける必要がある。液化水素は、体積が小さく大量輸送に適しているが、液化に多くのエネルギーを要する。圧縮水素は、液化よりもエネルギー効率が良いが、体積が大きく輸送効率が低い。有機ハイドライドは、常温常圧で液体であり、取り扱いが容易であるが、水素の取り出しにエネルギーを要する。

政府は、これらの輸送・貯蔵技術の研究開発を支援するとともに、水素輸送インフラの整備を推進する。具体的には、水素パイプラインの建設、液化水素タンカーの建造、水素ステーションの整備などを支援する。水素ステーションは、燃料電池自動車に水素を充填する施設であり、燃料電池自動車の普及に不可欠である。現在、全国に約百六十箇所の水素ステーションが整備されているが、これを二千三十年までに一千箇所に拡大する目標を設定する。

水素の利用については、燃料電池自動車、燃料電池バス、燃料電池トラックなどの輸送分野での利用、燃料電池による発電、工業プロセスでの利用などが考えられる。特に、輸送分野での利用は、二酸化炭素排出削減の観点から重要である。燃料電池自動車の普及を促進するため、購入補助金を拡充する。現在、燃料電池自動車の購入には約二百万円の補助金が交付されているが、これを三百万円に引き上げる。また、燃料電池バスや燃料電池トラックについても、購入補助金を交付する。

燃料電池による発電も重要な利用方法である。燃料電池は、水素と酸素を反応させて電気を生成する装置であり、発電効率が高く、環境負荷が低い。家庭用燃料電池、いわゆるエネファームは、既に商用化されており、約四十万台が普及している。エネファームの普及をさらに促進するため、設置費用の補助を継続する。また、業務用や産業用の大型燃料電池の開発と普及も推進する。

第三節：脱炭素社会の実現に向けた包括的戦略

地球温暖化は、人類が直面する最も深刻な環境問題である。二酸化炭素などの温室効果ガスの排出により、地球の平均気温が上昇し、異常気象の頻発、海面上昇、生態系の破壊などの影響が生じている。この問題に対処するため、国際社会はパリ協定を採択し、産業革命前と比較して地球の平均気温上昇を二度未満、できれば一・五度に抑えることを目標としている。

日本は、二千五十年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを目標として掲げている。この目標を達成するためには、エネルギー、産業、運輸、建築など、あらゆる分野で脱炭素化を推進する必要がある。エネルギー分野では、前述の再生可能エネルギーと水素エネルギーの導入拡大により、化石燃料からの脱却を進める。

産業分野では、製造プロセスの脱炭素化が重要である。鉄鋼、化学、セメントなどの産業は、製造プロセスで大量の二酸化炭素を排出している。これらの産業において、水素還元製鉄、二酸化炭素の回収・利用・貯留技術などの革新的技術を導入することで、脱炭素化を実現する。政府は、これらの革新的技術の研究開発と実証を支援する。具体的には、研究開発費用の二分の一を補助するとともに、実証施設の建設費用の三分の一を補助する。

運輸分野では、電気自動車と燃料電池自動車の普及により、脱炭素化を推進する。現在、日本の自動車の大部分はガソリン車やディーゼル車であり、運輸部門は温室効果ガス排出の約二十パーセントを占めている。電気自動車と燃料電池自動車の普及を加速するため、購入補助金を拡充するとともに、充電インフラと水素ステーションの整備を推進する。また、二千三十五年までに新車販売の全てを電気自動車または燃料電池自動車とする目標を設定する。

建築分野では、建物の省エネルギー化が重要である。建物のエネルギー消費は、日本全体のエネルギー消費の約三十パーセントを占めている。建物の省エネルギー化を推進するため、新築建物については、省エネルギー基準の適合を義務化する。また、既存建物については、断熱改修、高効率設備への更新などを支援する。具体的には、改修費用の三分の一を補助するとともに、低利融資を提供する。

森林による二酸化炭素の吸収も重要である。森林は、光合成により二酸化炭素を吸収し、酸素を放出する。日本の森林面積は国土の約七十パーセントを占めており、適切に管理することで、大量の二酸化炭素を吸収できる。森林の二酸化炭素吸収能力を高めるため、植林、間伐、再造林などの森林整備を推進する。政府は、森林所有者に対して、森林整備の費用を補助する。また、企業が森林整備に投資した場合、その費用を法人税から控除できる制度を創設する。

第七章：デジタル社会基盤の構築と全国民のデジタル化推進

第一節：行政のデジタル化による効率性と利便性の飛躍的向上

デジタル技術は、社会のあらゆる領域において効率性と利便性を向上させる可能性を持っている。しかし、日本のデジタル化は諸外国と比較して遅れており、この遅れが生産性向上の制約要因となっている。特に、行政分野のデジタル化の遅れは深刻であり、新型コロナウイルス感染症対策において、その問題が顕在化した。給付金の支給、ワクチン接種の予約など、多くの手続きが紙ベースで行われ、処理に長期間を要した。

行政のデジタル化を推進するため、全ての行政手続きをオンラインで完結できるようにする。現在、一部の手続きはオンラインで行えるが、多くの手続きは依然として紙の書類の提出が必要である。また、オンラインで手続きができる場合でも、システムが使いにくく、結局は窓口に行く方が早いというケースも少なくない。行政手続きのデジタル化を推進するため、利用者にとって使いやすいシステムを構築する。

システムの構築に当たっては、利用者の視点を重視する。現状の行政システムの多くは、行政側の業務効率を優先して設計されており、利用者の使いやすさが十分に考慮されていない。システムの設計段階から利用者の意見を聞き、使いやすいインターフェースを実現する。また、高齢者など情報技術に不慣れな住民でも利用できるよう、操作が簡単で、わかりやすい説明が提供されるシステムとする。

行政手続きのデジタル化を段階的に進める。まず、利用頻度の高い手続きから優先的にデジタル化し、順次対象を拡大する。利用頻度の高い手続きとしては、住民票の写しの交付、戸籍謄本の交付、印鑑登録証明書の交付、税の申告、各種許認可の申請などがある。これらの手続きについては、二千二十五年度までに全てオンラインで完結できるようにする。

デジタル化に当たっては、マイナンバーカードを活用する。マイナンバーカードは、本人確認のためのICチップを搭載したカードであり、オンラインでの本人確認に利用できる。マイナンバーカードの普及率は、二千二十四年時点で約七十パーセントに達しているが、さらなる普及を図る。マイナンバーカードの取得を促進するため、カードを取得した者に対してポイントを付与する制度を継続する。また、マイナンバーカードで利用できるサービスを拡充し、カードの利便性を高める。

行政のデジタル化により、住民の利便性が向上するだけでなく、行政の効率性も向上する。紙の書類の処理には、人手と時間がかかるが、デジタル化により自動処理が可能となり、処理時間が大幅に短縮される。また、データの入力ミスや紛失のリスクも低減される。行政の効率化により、職員は定型的な業務から解放され、より付加価値の高い業務に注力できるようになる。

第二節：医療・教育分野のデジタル化による質の向上と格差の是正

医療分野においても、デジタル化の推進が重要である。現在、患者の医療情報は各医療機関に分散して保管されており、医療機関間での情報共有が不十分である。患者が複数の医療機関を受診する場合、それぞれの医療機関で同じ検査を受けたり、同じ説明を受けたりすることがあり、非効率である。また、医療機関間で情報が共有されていないため、薬の重複処方や相互作用のリスクもある。

この状況を改善するため、全国的な医療情報ネットワークを構築し、患者の同意のもとで医療機関間で情報を共有できるようにする。医療情報ネットワークには、患者の基本情報、診療履歴、検査結果、処方薬の情報などが登録される。医療機関は、患者の同意を得た上で、このネットワークから情報を閲覧し、診療に活用する。この仕組みにより、重複検査の削減、診療の質の向上、医療費の抑制が実現される。

医療情報は極めて機密性の高い情報であるため、情報セキュリティの確保が不可欠である。医療情報ネットワークには、厳格なアクセス制御、暗号化、監査ログの記録などのセキュリティ対策を実装する。政府は、医療情報の取り扱いに関する厳格なセキュリティ基準を策定し、その遵守を医療機関に義務付ける。また、医療情報の不正アクセスや漏洩が発生した場合の罰則を強化し、抑止力を高める。医療情報ネットワークの運営は、独立した専門機関が担当し、第三者による定期的な監査を実施することで、透明性と信頼性を確保する。

オンライン診療の拡充も重要である。オンライン診療とは、情報通信機器を用いて遠隔地から診療を行うことであり、患者は医療機関に行かなくても診察を受けることができる。オンライン診療は、通院が困難な高齢者、離島や過疎地に住む住民、感染症のリスクがある患者などにとって有用である。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にオンライン診療の規制が緩和されたが、恒久的な制度としては確立されていない。

オンライン診療を恒久的な制度として確立するため、医療法を改正し、オンライン診療を対面診療と同等の診療形態として位置付ける。ただし、オンライン診療には限界もあり、全ての診療をオンラインで行うことは適切ではない。初診時や重症患者の診療など、対面での診察が必要な場合を明確化し、オンライン診療と対面診療を適切に組み合わせる。また、オンライン診療の質を確保するため、医師に対する研修を実施し、オンライン診療の適切な実施方法を習得させる。

教育分野においてもデジタル技術の活用が有効である。一人一台の端末を活用した個別最適化された学習により、各生徒の理解度に応じた教育が可能となる。従来の一斉授業では、理解の早い生徒は退屈し、理解の遅い生徒は置いていかれるという問題があった。デジタル教材を活用することで、各生徒が自分のペースで学習を進めることができ、理解度に応じた問題に取り組むことができる。

政府は、全国の小中学校の児童生徒に一人一台の端末を配布する「GIGAスクール構想」を推進してきた。二千二十一年度までに、ほぼ全ての児童生徒に端末が配布されたが、その活用は十分ではない。端末を効果的に活用するためには、デジタル教材の充実、教員のICT活用能力の向上、校内ネットワークの整備などが必要である。

デジタル教材については、教科書会社や教育事業者と連携し、質の高いデジタル教材を開発する。デジタル教材には、動画、アニメーション、シミュレーションなど、紙の教科書では実現できない表現方法を活用し、児童生徒の理解を深める。また、人工知能を活用した学習支援システムを導入し、各児童生徒の学習履歴を分析して、最適な学習内容を提示する。

教員のICT活用能力を向上させるため、研修プログラムを充実させる。多くの教員は、デジタル技術の活用になじみず、端末を授業で効果的に活用できていない。政府は、ICT活用に関する研修プログラムを開発し、全国の教員が受講できる体制を整備する。研修プログラムでは、デジタル教材の活用方法、オンライン授業の実施方法、学習支援システムの活用方法などを学ぶ。また、ICT活用の先進的な実践を行っている教員を講師として招聘し、実践例を共有する機会を提供する。

遠隔教育の推進も重要である。遠隔教育とは、情報通信技術を用いて遠隔地の学校間を結び、授業を配信することである。小規模校においては、教員数が限られており、多様な授業を提供することが困難である。遠隔教育により、他校の授業を受講することで、小規模校の児童生徒も多様な学習機会を得ることができる。また、専門性の高い教員による授業を複数の学校で共有することで、教育の質を向上させることができる。

遠隔教育を推進するため、学校間を結ぶ高速ネットワークを整備する。現在、多くの学校ではインターネット回線の速度が不十分であり、高画質の映像を安定して配信することが困難である。政府は、学校のインターネット回線を高速化するための費用を補助する。また、遠隔教育に必要な機器、すなわちカメラ、マイク、ディスプレイなどの整備費用も補助する。

第三節:デジタルデバйд解消と全国民のデジタルリテラシー向上

デジタル化を推進する上で、デジタルデバйд、すなわち情報技術を利用できる者と利用できない者の間の格差が問題となる。高齢者、低所得者、障害者などは、情報技術の利用が困難な場合が多く、デジタル化が進むことで社会的に取り残されるリスクがある。デジタルデバйдを解消し、全ての国民がデジタル技術の恩恵を受けられるようにすることが重要である。

高齢者のデジタルリテラシー向上を支援するため、高齢者向けのデジタル教室を全国で開催する。デジタル教室では、スマートフォンやパソコンの基本的な操作方法、インターネットの利用方法、オンラインサービスの利用方法などを学ぶ。教室は、公民館、図書館、地域のコミュニティセンターなど、高齢者が通いやすい場所で開催する。講師は、地域のボランティア、大学生、情報技術企業の社員などが務める。政府は、デジタル教室の開催費用を補助するとともに、講師の育成を支援する。

低所得者に対しては、情報通信機器の購入費用を支援する。デジタルサービスを利用するためには、スマートフォンやパソコンなどの機器が必要であるが、低所得者にとってこれらの機器の購入は経済的な負担となる。政府は、低所得者に対して、情報通信機器の購入費用を補助する。補助額は、機器の購入費用の二分の一とし、上限を五万円とする。また、通信費用についても、低所得者向けの割引制度を導入するよう、通信事業者に要請する。

障害者に対しては、障害者の特性に応じた支援技術を提供する。視覚障害者に対しては、音声読み上げソフト、点字ディスプレイなどを提供する。聴覚障害者に対しては、文字起こしサービス、手話通訳サービスなどを提供する。肢体不自由者に対しては、音声入力ソフト、視線入力装置などを提供する。

政府は、これらの支援技術の開発を促進するとともに、障害者が支援技術を利用する際の費用を補助する。

デジタルリテラシーの向上は、高齢者や障害者だけでなく、全ての国民にとって重要である。デジタル技術の進展は急速であり、常に新しい技術やサービスが登場している。これらの技術やサービスを適切に利用するためには、継続的な学習が必要である。政府は、全国民を対象としたデジタルリテラシー向上プログラムを実施する。プログラムでは、基礎的な情報リテラシーから、サイバーセキュリティ、プライバシー保護、偽情報の見分け方など、デジタル社会で生活する上で必要な知識とスキルを学ぶ。

プログラムは、オンライン学習プラットフォームを通じて提供し、誰でも無料で受講できるようにする。また、学習の成果を認定する資格制度を創設し、デジタルリテラシーを客観的に評価できるようにする。この資格は、就職活動や昇進の際に活用できるものとし、国民のデジタルリテラシー向上のインセンティブとする。

企業においても、従業員のデジタルリテラシー向上が重要である。デジタル技術の活用により業務効率を向上させるためには、従業員がデジタルツールを適切に使いこなす必要がある。企業が従業員のデジタルリテラシー向上のための研修を実施した場合、その費用を法人税から控除できる制度を創設する。この制度により、企業による従業員のデジタルリテラシー向上への投資が促進される。

結論:統合的政策実行による日本の持続的繁栄の実現

本提言で示した政策は、人的資本、産業構造、財政・社会保障、地域経済、教育、エネルギー、デジタル化という七つの領域において、相互に関連し合い、全体として日本の持続的繁栄を実現するための統合的な戦略を構成している。これらの政策を実行することで、人口減少下においても経済成長と社会的安定を両立させることが可能となる。

人的資本の戦略的再配置により、潜在的労働力を顕在化させ、労働生産性を向上させることで、労働力人口の減少による経済への影響を緩和できる。具体的には、育児・介護と仕事の両立支援により約百五十万人の女性が労働市場に参入し、高齢者の就労継続支援により約百万人の高齢者が就労を継続することで、合計約二百五十万人の労働力が増加する。また、職務給制度の導入や能力開発の強化により、労働生産性が年率一パーセント程度向上すると見込まれる。これらの効果により、人口減少下においても実質国内総生産の成長率を年率一パーセント程度維持することが可能となる。

産業構造の高度化と新産業創出により、日本経済の競争力を強化できる。製造業のサービス化により、製品の販売だけでなく、継続的なサービス提供による収益を確保できる。研究開発投資の効率化と産学連携の強化により、イノベーションが促進され、新たな製品やサービスが創出される。デジタル産業の育成により、情報技術分野での国際競争力が向上する。これらの取り組みにより、日本企業の国際競争力が強化され、輸出が増加し、経済成長に寄与する。

財政健全化と社会保障制度改革により、持続可能な財政基盤を確立できる。予防医療の充実により医療費の伸びを抑制し、介護予防により介護費の伸びを抑制することで、社会保障費の増加を年率約二パーセントに抑えることができる。これは、高齢化の進展を考慮すると、大幅な抑制である。一方、税制改革により税収を年間約十兆円増加させることで、プライマリーバランスを二千三十年代までに均衡させることが可能となる。プライマリーバランスの均衡により、政府債務の増加に歯止めがかかり、財政の持続可能性が確保される。

地域経済の活性化により、国土の均衡ある発展が実現される。地域内経済循環の強化、地域の特性を活かした産業の育成、移住促進により、地方部の人口減少に歯止めがかかる。六次産業化や観光産業の発展により、地域に新たな雇用が創出され、若年層の定住が促進される。企業誘致や起業支援により、地域経済の多様性が高まり、外部環境の変化に対する強靱性が向上する。これらの取り組みにより、東京圏への一極集中が緩和され、地方部の活力が回復する。

教育制度改革により、将来の日本を支える人材が育成される。探究型学習の拡充により、批判的思考力、創造性、問題解決能力が育成される。産学連携の強化により、実務に直結するスキルが習得され

る。リカレント教育の推進により、生涯にわたって学び続ける文化が醸成される。これらの取り組みにより、変化する社会に適応できる人材が育成され、日本の長期的な競争力が確保される。

エネルギー政策の戦略的再構築により、エネルギー安全保障が強化され、脱炭素社会が実現される。再生可能エネルギーの導入拡大により、化石燃料への依存度が低減し、エネルギー自給率が向上する。水素エネルギーの実用化により、エネルギーの貯蔵と輸送が効率化される。脱炭素化の推進により、二酸化炭素排出量が削減され、地球温暖化の抑制に貢献する。これらの取り組みにより、エネルギー安全保障と環境保全が両立される。

デジタル社会基盤の構築により、社会全体の効率性と利便性が向上する。行政のデジタル化により、住民の利便性が向上し、行政の効率性が向上する。医療のデジタル化により、医療の質が向上し、医療費が削減される。教育のデジタル化により、個別最適化された学習が実現され、教育の質が向上する。デジタルデバйдの解消により、全ての国民がデジタル技術の恩恵を受けられるようになる。

これらの政策を実行するに当たっては、政府、産業界、学术界、地域社会が協働する体制を構築することが不可欠である。政府は、政策の方向性を示し、制度的枠組みを整備し、必要な財政支援を行う役割を担う。産業界は、技術開発と事業化を通じて経済成長を牽引し、雇用を創出する役割を担う。学术界は、基礎研究と人材育成を通じて知的基盤を提供し、イノベーションの源泉となる役割を担う。地域社会は、地域の実情に応じた施策を実施し、住民の生活を支える役割を担う。

これらの主体が共通の目標に向かって連携するためには、定期的な対話と情報共有が重要である。政府は、産業界、学术界、地域社会の代表者が参加する協議会を設置し、政策の進捗状況を共有し、課題を議論し、解決策を検討する場を提供する。この協議会は、年に数回開催し、政策の実施状況を評価し、必要に応じて政策の修正を行う。

政策の実行に当たっては、短期的な成果を求めるのではなく、中長期的な視点を持つことが重要である。構造的な課題の解決には時間を要するが、着実に施策を積み重ねることで、必ず成果は現れる。政府は、政策の進捗状況を定期的に評価し、客観的なデータに基づいて効果を検証する。評価に当たっては、定量的な指標だけでなく、定性的な変化も考慮する。例えば、労働市場改革の効果は、就業者数の増加という定量的な指標だけでなく、働きやすさの向上、仕事と生活の両立の実現といった定性的な変化も重要である。

政策の評価結果は、国民に対して透明性を持って公表する。政策の成功事例だけでなく、課題や失敗も率直に公表し、国民の理解と協力を得る。また、評価結果に基づいて、政策の修正や新たな施策の導入を行う。政策は、一度決定したら固定的なものではなく、状況の変化に応じて柔軟に見直すべきものである。

財源の確保も重要な課題である。本提言で示した政策の多くは、財政支出を伴うものであり、その財源を確保する必要がある。財源は、税制改革による税収増、歳出の効率化による財政余力の創出、経済成長による税収の自然増により確保する。税制改革については、前述のとおり、消費税率の引き上げ、資産課税の強化、金融所得課税の強化などにより、年間約十兆円の増収を見込んでいる。歳出の効率化については、社会保障費の伸びの抑制、公共事業の効率化、行政のデジタル化による人件費の削減などにより、年間約五兆円の財政余力を創出できる。経済成長による税収の自然増については、年率一パーセントの経済成長により、年間約三兆円の税収増が見込まれる。これらを合計すると、年間約十八兆円の財源が確保できる。

一方、本提言で示した政策に必要な財政支出は、保育士・介護職員の処遇改善に約一兆八千億円、教育訓練給付金の拡充に約五千億円、企業誘致支援に約二千億円、デジタル教室の開催に約一千億円、送電網の整備に約五千億円、水素インフラの整備に約三千億円など、合計で年間約十五兆円と試算される。したがって、確保できる財源で必要な財政支出を賄うことができ、財政健全化と政策の実行を両立できる。

政策の実行に当たっては、国民の理解と協力が不可欠である。政策の内容、目的、期待される効果を国民にわかりやすく説明し、理解を得る努力を続ける必要がある。特に、税制改革や社会保障制度改革など、国民に負担を求める政策については、その必要性を丁寧に説明し、理解を得ることが重要であ

る。政府は、タウンミーティングの開催、パブリックコメントの募集、ソーシャルメディアを通じた情報発信など、多様な手段を用いて国民との対話を行う。

また、政策の実行過程において、国民の声を聞き、政策に反映させることも重要である。政策は、机上で設計されたものであり、実際に実行してみると想定外の問題が生じることもある。国民からのフィードバックを収集し、政策の改善に活用する。政府は、政策に関する意見や提案を受け付ける窓口を設置し、寄せられた意見を真摯に検討する。

国際協調も重要である。日本が直面する課題の多くは、日本だけの問題ではなく、他の先進国も同様の課題に直面している。人口減少、高齢化、財政悪化、気候変動などは、国際社会全体で取り組むべき課題である。日本は、これらの課題に対する取り組みの経験や知見を国際社会と共有し、国際協力を推進する。また、他国の先進的な取り組みから学び、日本の政策に活用する。

特に、気候変動対策については、国際協調が不可欠である。気候変動は地球規模の問題であり、一国だけの取り組みでは解決できない。日本は、パリ協定の目標達成に向けて、国際社会と協力して取り組む。また、途上国の脱炭素化を支援するため、技術移転や資金協力をを行う。日本の優れた環境技術を途上国に提供することで、世界全体の二酸化炭素排出削減に貢献する。

経済のグローバル化が進む中、日本経済の成長には、国際市場での競争力強化が不可欠である。日本企業の海外展開を支援するため、自由貿易協定の締結を推進し、貿易・投資環境を整備する。また、日本への外国企業の投資を促進するため、規制改革を進め、ビジネス環境を改善する。外国人材の受け入れも拡大し、多様性のある社会を実現する。

日本は、過去において幾多の困難を克服し、発展を遂げてきた。明治維新により近代国家への転換を成し遂げ、第二次世界大戦後の焼け野原から奇跡的な経済復興を実現した。一九九〇年代のバブル崩壊後の長期停滞、二千十一年の東日本大震災など、数々の困難に直面したが、その都度、国民の努力と英知により乗り越えてきた。現在直面している課題も、適切な戦略と実行力、そして国民の協力があれば必ず克服できる。

人口減少は、確かに深刻な課題であるが、同時に新たな機会でもある。人口が減少する中で経済成長を実現するためには、生産性の向上が不可欠であり、これはイノベーションを促進する契機となる。また、人口減少により労働力が不足することで、これまで活用されてこなかった人材、すなわち女性、高齢者、外国人などが活躍する機会が拡大する。多様な人材が活躍することで、社会の活力が高まり、新たな価値が創造される。

高齢化も、課題であると同時に機会である。高齢者は、豊富な経験と知識を持っており、その能力を社会で活用することで、大きな価値を生み出すことができる。また、高齢者向けの製品やサービスの市場は拡大しており、これは新たなビジネスチャンスである。日本は、世界で最も高齢化が進んでいる国であり、高齢化社会における課題解決のモデルを世界に示すことができる。

財政悪化も、改革の契機である。財政が健全であれば、改革の必要性は認識されにくい。財政が厳しいからこそ、歳出の効率化、税制の見直し、社会保障制度改革など、抜本的な改革を実行する機運が高まる。財政健全化に向けた取り組みは、短期的には痛みを伴うが、長期的には持続可能な社会の実現につながる。

地域経済の疲弊も、地方創生の契機である。東京圏への一極集中により地方が疲弊しているという現状は、裏を返せば、地方には未活用の資源や可能性が眠っているということである。地域の特性を活かした産業を育成し、地域の魅力を高めることで、人を呼び込み、地域を活性化することができる。地方創生は、単に地方を救うだけでなく、日本全体の多様性と強靭性を高めることにつながる。

教育の課題も、改革の契機である。従来の知識詰め込み型の教育では、変化する社会に対応できない。教育を抜本的に改革し、思考力、創造性、問題解決能力を育成することで、将来の日本を支える人材を育成できる。教育改革は、時間がかかる取り組みであるが、その効果は長期的に持続し、日本の競争力の基盤となる。

エネルギーの課題も、新たなエネルギー社会への転換の契機である。化石燃料への依存からの脱却は、エネルギー安全保障の強化だけでなく、環境保全、新産業の創出にもつながる。再生可能エネルギーや水素エネルギーの技術開発は、日本企業の新たな成長分野となり、国際競争力の源泉となる。

デジタル化の遅れも、デジタル社会への飛躍の契機である。デジタル化が遅れているということ、は、デジタル化による改善の余地が大きいということである。行政、医療、教育などの分野でデジタル化を推進することで、効率性と利便性が飛躍的に向上する。また、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出により、経済成長が促進される。

本提言で示した政策は、これらの課題を機会に転換し、日本の持続的繁栄を実現するための道筋である。政策の実行には、政府のリーダーシップ、産業界の積極的な取り組み、学界の知的貢献、地域社会の主体的な参画、そして何よりも国民一人一人の理解と協力が必要である。全ての主体が共通の目標に向かって努力することで、人口減少下においても経済成長と社会的安定を両立させ、次世代に誇れる社会を実現することができる。

日本は、豊かな自然、長い歴史、独自の文化、高い技術力、勤勉な国民性など、多くの強みを持っている。これらの強みを活かし、課題を機会に転換することで、日本は再び成長軌道に乗ることができる。本提言が、日本の持続的繁栄の実現に寄与し、次世代により良い社会を引き継ぐことができることを心から期待する。

政策の実行は、今すぐに始めるべきである。時間が経過するほど、課題は深刻化し、解決が困難になる。人口減少は既に始まっており、高齢化は急速に進んでいる。財政状況は年々悪化しており、地域経済の疲弊も進行している。これらの課題に対して、今すぐに行動を起こさなければ、手遅れになる可能性がある。

政府は、本提言で示した政策を速やかに検討し、実行可能なものから順次実施すべきである。全ての政策を一度に実行することは困難であるが、優先順位を明確にし、段階的に実行することで、着実に成果を上げることができる。最優先で取り組むべきは、人的資本の活用と財政健全化である。人的資本の活用により経済成長の基盤を確保し、財政健全化により持続可能な財政基盤を確立することが、他の全ての政策の前提となる。

産業界は、技術開発と事業化を通じて経済成長を牽引すべきである。製造業のサービス化、デジタル化、脱炭素化など、本提言で示した方向性に沿って、積極的に投資を行い、新たなビジネスモデルを創出すべきである。また、従業員の能力開発に投資し、生産性を向上させるべきである。

学界は、基礎研究と人材育成を通じて知的基盤を提供すべきである。産業界のニーズを踏まえた研究を推進し、研究成果の社会実装を加速すべきである。また、次世代を担う人材を育成し、日本の長期的な競争力を確保すべきである。

地域社会は、地域の実情に応じた施策を主体的に実施すべきである。地域の強みを活かした産業を育成し、移住者を受け入れ、地域コミュニティを維持すべきである。地域の課題は地域が最もよく理解しており、地域主導の取り組みが最も効果的である。

国民一人一人は、社会の一員として、政策の実行に協力すべきである。税や社会保険料を適切に負担し、社会保障制度を支えるべきである。また、生涯にわたって学び続け、能力を向上させるべきである。さらに、地域社会に参画し、地域の課題解決に貢献すべきである。

日本の未来は、私たち一人一人の行動にかかっている。課題は確かに深刻であるが、適切な戦略と実行力、そして国民の協力があれば、必ず克服できる。本提言が、日本の持続的繁栄への道筋を示すものとなり、全ての関係者が共通の目標に向かって努力する契機となることを切に願う。

日本は、これまで数々の困難を乗り越えてきた。現在直面している課題も、歴史の中では一つの通過点に過ぎない。適切な政策を実行し、国民が丸丸となって努力することで、日本は再び成長軌道に乗り、持続的な繁栄を実現できる。次世代により良い社会を引き継ぐことは、現世代の責務である。その責務を果たすため、今すぐに行動を起こすべきである。本提言が、その行動の指針となることを期待する。

All rights reserved

New York General Group, Inc.